

に し きゅう しゅう だ い が く
西 九 州 大 学

に し きゅう しゅう だ い が く た ん き だ い が く ぶ
西九州大学短期大学部

り ゆ う が く せ い
留学生ハンドブック

に し きゅう しゅう だ い が く に し きゅう しゅう だ い が く た ん き だ い が く ぶ こ く さ い こ う り ゆ う れ い わ ね ん ど は こ う
西九州大学・西九州大学短期大学部 国際交流センター 令和6年度発行

が っ こ う ほ う じ ん な が は ら が く え ん
学校法人 永原学園



な が は ら が く え ん こ う し き
永原学園公式マスコット

ナガーラ

目次

1. 来日後まずしなければならない手続きなど	4P
(1) 区(市)役所での手続き	4P
(2) 銀行での手続き	5P
(3) 日本での連絡手段の確保	5P
2. 在留手続きについて	6P
(1) 在留カード	6P
(2) 出入国在留管理局での手続き一覧	6P
(3) 日本に初めて入国する場合	7P
(4) 日本国内の受け入れ先が変わった場合	7P
(5) 在籍学校を卒業・除籍・退学する場合	8P
(6) 在留期間を更新する場合	8P
(7) 在留資格を変更する場合	9P
(8) 卒業後に就職活動をする場合	9P
(9) アルバイトをする場合	9P
(10) 一時帰国をする場合	10P
(11) 在学期間に引っ越しをする場合	11P
(12) 名前、生年月日、性別、国籍を変更する場合	11P
(13) スムーズに在留手続きをするための注意点	11P
(14) 最寄りの入管	12P
3. 【学内】学生生活	13P
(1) 授業参加の際の注意点	13P
(2) 事務局での各種申請・届出等	14P
(3) 学費納入の延期・分納について	15P
(4) 国際交流センターでの手続き・お知らせ	15P
(5) 大学のインターネット環境	16P
(6) スクールバス・電車の利用	16P
(7) 西九州大学付属図書館の利用	17P
(8) 学内スポーツ施設案内	18P
(9) 学生クラブ・サークルに参加してみよう	19P
(10) 相談窓口	20P
4. 【学外】学生生活	21P

(1) アパートを借りる	21 P
(2) ごみの出し方&部屋の清掃	21 P
(3) アルバイトのルール	23 P
(4) 自転車・自動車・バイクを利用する	24 P
(5) 銀行・郵便局での口座開設	27 P
(6) 母国や日本国内に小包などを送るとき	28 P
(7) 飲酒・喫煙	28 P
(8) 薬物乱用	29 P
5. 留学終了後の手続き	29 P
(1) 留学が終わった後の手続きについて	29 P
(2) 帰国する場合	30 P
(3) 進学・就職する場合	34 P
(4) 就職活動をする場合	36 P
6. 健康管理	38 P
(1) 保険について	38 P
(2) 病気やけがをしたとき・健康診断	40 P
7. 災害・緊急時の対応	42 P
(1) 災害時の対応について	42 P
(2) 非常のとき	49 P
8. 佐賀県の便利なサポートについて	50 P
(1) 佐賀トラベルサポート多言語コールセンター	50 P
(2) 行政・病院手続きサポート多言語コールセンター	50 P
(3) さが多文化共生センター	51 P
9. 学年歴	52 P
10. キャンパスマップ	54 P
11. 国民の祝日	55 P
【参考様式】学費納入延期・分納願 / アルバイト誓約書&報告書	56 P
(参考)	
内閣府 / 総務省 / 厚生労働省 / 出入国在留管理庁 / 東京都 / 福岡県 / 佐賀県 / 西九州大学 /	
ながさき大学 / 東京大学 / 九州大学 / 千葉大学 / 関西大学 / 日本福祉大学 JEES / 佐賀県医師会 / 郵便局 /	
LINE / 緊急通報ナビ / ハイパーダイヤ / 外国人雇用の教科書 / ビザ申請PRO / SC ジョンソン社	

1 来日後まずしなければならない手続きなど



留学生のみなさん、ようこそ西九州大学・西九州大学短期大学部へ。本学に来て、これから留学生として生活していくために、まずしなければならない大切な手続きがあります。

(1) 区市町村窓口での手続き

アパートや寮等、皆さんの住所が確定したら、以下の手続きを行って下さい。

【必要書類】 在留カード(発行されている場合) / パスポート / 留学生の住所のメモ

① 住民登録

留学生が住む区市町村窓口(以下、市役所等)にて、転入届を提出して住民登録を行って下さい。

② マイナンバーの手続き

マイナンバーは外国人を含む日本に住む全ての方に与えられる個人番号のことです。行政手続きやアルバイトの給与をもらったりする時に必要になります。上記①の住民登録の手続きを終えた後に、2～3週間を自安に、個人番号通知書が登録された住所に書留で郵送されます(配達された際に本人がいない場合は、不在通知が投函されます)。更に、申請すれば写真付きのマイナンバーカードが発行できます。

※アルバイト活動等でマイナンバーの証明が必要な場合は、市役所等にて、マイナンバー入りの住民票(1通300円)を発行すれば、代用できます。

<個人番号通知書>

令和2年8月10日発行
〇〇市

個人番号通知書

個人番号 1234 5678 9012

氏名 番号 太郎

生年月日 令和2年6月1日

〇 本通知書はあなたの個人番号(マイナンバー)をお知らせするためのものです。

〇 本通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」としては利用できません。「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合は、マイナンバーカードをご提出ください。マイナンバー入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書をご提出ください。

〇 本通知書の再発行は行いません。

マイナンバーカードの申請について

〇 マイナンバーカードの申請にはスマートフォンやタブレットによるオンライン申請が便利です。顔写真データをご準備のうえ、右記のQRコードを読み取ってください。

〇 郵送によりマイナンバーカードを申請する場合には、同封の封筒と交付申請書をご利用ください。その他の申請方法については同封のパブリックをご確認ください。

※ なお、マイナンバーカードを申請した場合、申請状況の問い合わせに必要なあなたの申請書IDは「1234 5678 9012 3456 7890 123」です。

〇 マイナンバーカードの受け取りには本人確認が必要ですが、申請時に本人確認を行う場合には、本通知書を提示することで、手紙が簡素化できる場合があります。マイナンバーカードの申請に関する詳細については、同封のパブリックまたはマイナンバーカード総合サイト(https://www.kojinhango-card.go.jp/)をご覧ください。

お問い合わせ先 0120-95-0178
(マイナンバー総合フリーダイヤル)
平日9時30分～20時00分
土日祝9時30分～17時30分
(※ 受付時間外は)

マイナンバーカードの申請
0120-95-0178

202005121 120000 0000002 000000008 279

<マイナンバーカード>

氏名 マイナ

住所 〇〇市△△町◇丁目〇番地▽▽号

性別 女

生年月日 〇〇年5月24日生 2025年5月24日まで有効

〇〇市長 〇〇市役所 〇〇市役所

01234567890123456 1234

〇このカードを所持された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター 0570-783-578 (24時間受付)

氏名 マイナ

1234 5678 9012

〇このカードで読み取った情報は、法律で定められた目的以外に利用されず、適正に管理・保護されます。また、紛失・盗難の際は、速に廃止する必要があります。法律により罰せられます。

(引用元: 総務省)



A






Undeliverable Item Notice

受取人様
(Addressee)

届出人様
(Sender)

郵便物等をお届けに参りましたがご不在でした。
(「ご連絡」)

様

様からの

再配達受付連絡先

1. PC・携帯・スマートフォン受付

※当日届出受付の受付は、17:00 までとなります。

ゆびで 再配達 検索

日本郵便のゆうちょ/ www.post.japanpost.jp を
クリックすると、住所・お名前・郵便番号を入力するだけで配達可否を
知る事が簡単に出来るようになります。

2. 24時間自動受付

※当日届出受付の受付は、17:00 までとなります。

☎ 0800-998-8000 (無料)

☎ 0570-046-654 (有料)

(必ずご確認ください)



※郵便物の届出は、配達開始前までに「配達希望日時」を指定してください。

郵便番号

〒

お知らせ番号

配達日

配達希望時間帯

種類番号

〒

お知らせ番号

配達日

配達希望時間帯

お知らせ番号

配達日

配達希望時間帯

お知らせ番号

配達日

配達希望時間帯

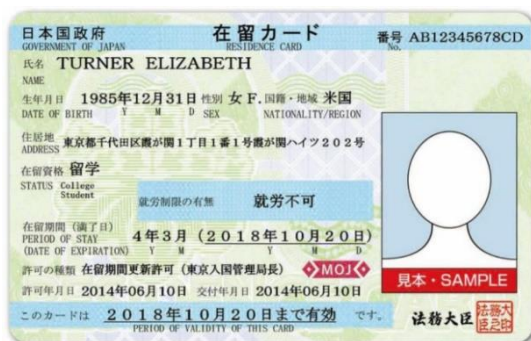
2 在留手続きについて



(1) 在留カード

在留カードは日本に中長期期間在留する外国人(3カ月以上)に対して交付される、顔写真・氏名・国籍・生年月日・在留期限等が記載される公的な身分証明書です。成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、広島空港及び福岡空港から入国した学生には在留カードが入国時に渡されます。それ以外の空港から入国した場合は、市役所等の住民登録の手続きを終えた後に、1～2週間を目安に、登録された住所に書留で郵送されます(配達された際に本人がいない場合は、不在通知が投函されます)。

在留カードは常時携帯することが必要で、入国審査官、入国警備官、警察官等から提示を求められた場合には、提示する必要があります。在留カードを携帯していなかった場合は、20万円以下の罰金、提示に応じなかった場合は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。



(引用元：外国人雇用の教科書)

(2) 出入国在留管理局での手続き一覧

外国人の在留情報は出入国在留管理庁(以下、入管)で管理されています。



在留カード情報が変更になった際は、至急、学生支援課に報告をしてください。

<留学生に係る主要な手続き一覧>

目的	手続き名	説明
日本に初めて入国する場合	在留資格認定証明書交付申請	7ページ
日本国内の受け入れ先が変わった場合	所属(活動)機関に関する届出(移籍)	7ページ
在籍学校を卒業・除籍・退学する場合	所属(活動)機関に関する届出(離脱)	8ページ

ざいりゅうきかんこうしんばあい 在留期間を更新する場合	ざいりゅうきかんこうしんきょかしんせい 在留期間更新許可申請	8 ページ
ざいりゅうしかくへんこうばあい 在留資格を変更する場合	ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい 在留資格変更許可申請	9 ページ
そつぎょうごしゅうしゅくかつどうつづ 卒業後に就職活動が続ける ばあい 場合	ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせいとくていかつどう 在留資格変更許可申請(特定活動9)	9 ページ
アルバイトをする場合	しかくがいかつどうきょかしんせい 資格外活動許可申請	9 ページ
いちじきこくへんこう 一時帰国をする場合	さいにゅうこくしゅつこくきろくさいにゅうこく 再入国出国記録(再入国EDカード)	10 ページ
ざいがくきかんひこへんこう 在学期間に引っ越しをする場合	てんしゅつとどけてんにゅうとどけ 転出届・転入届	11 ページ
なまえせいねんがっぴせいべつこくせき 名前、生年月日、性別、国籍を へんこう 変更する場合	じゅうきょちい以外のざいりゅうきさいじこう 住居地以外の在留カード記載事項の へんこうとどけ 変更届出	11 ページ

(3) 日本に初めて入国する場合

留学のために日本に初めて入国する場合は、事前に在留資格認定証明書を取得することで、その後の留学ビザや入国に係る審査手続きが迅速に行われます。



- ＜手続名＞ 在留資格認定証明書交付申請
- ＜申請時期＞ 本学への入学が決まった後すぐ
- ＜審査期間＞ 1か月～3か月(書類に問題がある場合は、これ以上)
- ＜申請場所＞ 福岡出入国在留管理局(佐賀出張所も可)
- ＜申請人＞ 本学スタッフの代理申請
- ＜必要書類＞ 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認ください。
- ① 在留資格認定証明書交付申請書(入管様式)
 - ② 写真(縦4cm×横3cm)
 - ③ 返信用封筒

＜H P＞ <http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>

(4) 日本国内の受け入れ先が変わった場合

日本国内の日本語学校から本学に進学した場合や就職、進学により、日本国内で受け入れ先が変わった場合に行う手続きです。現在の受け入れ先から離れる手続きも同時に行う場合は、「離脱と移籍」の届けを提出します。



- <手続名> 所属（活動）機関に関する届出（移籍）
- <申請時期> 新しい所属機関への入学（進学）が決定してから、14日以内
- <申請場所> 福岡出入国在留管理局（佐賀出張所も可）
- <申請人> 留学生本人
- <必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認ください。
- ① 届出書（移籍は参考様式1の3）
※離脱と移籍の場合は、参考様式1の6
 - ② 在留カード

<HP> http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

（5）在籍学校を卒業・除籍・退学する場合

- 本学を卒業、除籍、退学した際に行う手続きです。
- <手続名> 所属（活動）機関に関する届出（離脱）
- <申請時期> 本学を卒業、除籍、退学をしてから、14日以内
- <申請場所> 福岡出入国在留管理局（佐賀出張所も可）
- <申請人> 留学生本人
- <必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認ください。
- ① 届出書（参考様式1の2）
 - ② 在留カード



<HP> http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

（6）在留期間を更新する場合

- 在留カードの在留期間を更新する際に必要な手続きです。期限までに申請を行わなかったときは、入管法第71条の2の規定により、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。
- <手続名> 在留期間更新許可申請
- <申請時期> 在留期間の満了する3か月前
- <審査期間> 2週間～1か月（書類に問題がある場合は、これ以上）
- <申請場所> 福岡出入国在留管理局（佐賀出張所も可）
- <申請人> 留学生本人
- <必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認ください。
- ① 在留期間更新許可申請書（入管様式）
 - ② 写真（縦4cm×横3cm）
 - ③ パスポート及び在留カード



<HP> <http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>

(7) 在留資格を変更する場合

在留カードの在留資格を変更する際に必要な手続きです。例えば、卒業後に日本国内で仕事をする場合には、「留学」から就労が可能な別の在留資格に変更をしなければなりません。



- <手続名> 在留資格変更許可申請
- <申請時期> 在留資格の変更理由が生じたときから在留期間満了日まで
- <審査期間> 2週間～1か月（書類に問題がある場合は、これ以上）
- <申請場所> 福岡出入国在留管理局（佐賀出張所も可）
- <申請人> 留学生本人
- <必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認ください。
- ① 在留資格変更許可申請書（入管様式）
 - ② 写真（縦4cm×横3cm）
 - ③ パスポート及び在留カード

<HP> <http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>

(8) 卒業後に就職活動をする場合

卒業後も就職活動を継続する際に必要な手続きです。卒業前から就職活動を行っていることが条件です。



- <手続名> 在留資格変更許可申請（特定活動9）
- <申請時期> 卒業する1か月前
- <審査期間> 2週間～1か月（書類に問題がある場合は、これ以上）
- <申請場所> 福岡出入国在留管理局（佐賀出張所も可）
- <申請人> 留学生本人
- <必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認ください。
- ① 在留資格変更許可申請書（入管様式）
 - ② 写真（縦4cm×横3cm）
 - ③ パスポート及び在留カード

<HP> http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_henko10_21_10.html

(9) アルバイトをする場合

留学生の目的は学習や研究であるため、アルバイト等の収入が発生する活動は認められていませんが、例外措置として、この手続きを行う事でアルバイトをすることができます。



本学の留学生がアルバイトをする場合は、独自ルールがあります。ので、アルバイトを始める前に必ず確認してください。（23P参照）

(1 1) 在学期間に引っ越しをする場合

引っ越し前の市役所等で転出届を、引っ越し後の市役所等で転入届を提出すれば、入管への手続きは不要です。但し、上記(2)にあるような手続きを申請中に、住所が変更になった場合は、必ず入管に電話等でご連絡ください。

(1 2) 名前、生年月日、性別、国籍を変更する場合

名前、生年月日、性別、国籍を変更する際に、行う手続きです。入管での手続きを完了すれば、市役所等に行く必要はありません。

<手 続 名> 住居地以外の在留カード記載事項の変更届出

<申請時期> 上記の変更が発生してから14日以内

<申請場所> 福岡出入国在留管理局(佐賀出張所も可)

<申 請 人> 留学生本人

<必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認ください。

- ① 在留カード記載事項変更届出書(入管様式)
- ② 写真(縦4cm×横3cm)
- ③ パスポート及び在留カード

<H P> https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00009.html

(1 3) スムーズに在留手続きをするための注意点

皆さんが日本にいる一番の目的は勉強・研究をすることです。入管法に基づき、在留資格に合った本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合は、「留学」の在留資格が取り消されたり、留学延長のための在留期間更新や卒業後の就職のための在留資格変更の手続きが不許可になる可能性があります。そのため、皆さんが「希望する間」、「希望する資格で」、「日本に合法的に」滞在できるよう、日ごろから十分注意をして下さい。



在留資格にデメリットになる活動ってありますか？

A 留学継続や卒業後の就職のための在留資格に係る手続きを行う際に、以下の様な活動をすれば、デメリット（＝不許可になる可能性）になります。

＜デメリットになる活動例＞

① 不適切なアルバイト活動

- ・ 資格外活動許可がないにも関わらず、アルバイトをしていた。
- ・ オーバーワーク（授業期間に一週間のアルバイト活動が28時間を超過した）
- ・ 風俗など、法律では認められていないアルバイトをした（24P参照）。

② 好ましくない学修態度

- ・ 授業の欠席や遅刻が多い
- ・ 不合格の科目が多い

③ 不誠実な入管への報告

- ・ 入管への各種申請を期限内に行わなかった。
- ・ 入管へ虚偽の申請を行った。

④ 各種犯罪への関与

⑤ 金銭トラブル

- ・ 国民健康保険を期限内に支払わなかった。
- ・ 社会福祉協議会（社協）の貸付金など、ローンの支払いを返済しなかった。
- ・ クレジットカードの支払いを返済しなかった。

（14）最寄りの入管

福岡出入国在留管理局佐賀出張所が
本学から一番近い入管です。佐賀駅北口から
出て徒歩約10分のところにあります。

＜所在地＞

佐賀県佐賀市駅前中央3-3-20
佐賀第2合同庁舎6階

＜TEL＞

0952-36-6262

＜営業時間＞

9時～12時、13時～16時（土・日曜日、休日を除く）



（引用元：ビザ申請PRO）

3 【学内】 学生生活



(1) 授業参加の際の注意点

本学は二学期制で、前期は4月1日～9月30日、後期は10月1日～翌年3月31日です。通常、それぞれ15週（回）授業があり、その後、定期試験が行われます。授業・試験に関する詳細は、教務課に確認してください。
以下は、特に注意してほしい点をいくつか紹介します。

① 学生証

皆さんが、本学の学生であることを証明できる身分証になりますので、在留カードと合わせて必ず携帯をするようにしてください（紛失した場合、各キャンパス学生支援課にて1,500円で再発行ができます）。また、学生証がない場合は、定期試験に参加が出来ませんのでご注意ください。

② 欠席・遅刻

欠席や遅刻をした場合は、皆さんの成績にマイナスに影響してくることになりますので、原則、授業は出席をしてください。もし、急な体調不良等の理由で、やむをえない場合は、必ず事前に学校（指導教員や教務課等）に連絡をしてください。

③ 退学

3カ月間の出席率が5割を下回る場合、あるいは学期末GPAが1.0未満にあって修業年限（大学は4年間/大学編入と短大は2年間）で卒業が見込まれないと判断される場合、原則として退学を勧告します。

④ 除籍

以下の場合、除籍に該当します。

- ・ 修業年限の2倍（大学は8年間/大学編入と短大は4年間）経っても卒業できない場合。但し、留学生在が留年する場合、入管の審査が厳しくなるため、在留期間が更新されない可能性があります。
- ・ 正当な理由がなく授業料を支払わなかった場合。
- ・ 病気その他で勉強の見込みがない場合



在留期限内であれば、留学終了後も滞在できますか？



A 速やかに帰国をしてください。卒業、退学、除籍後、在留カードの在留期間が残っていたとしても、同じです。これを守れない場合は、不法滞在となりますので、ご注意ください。

(2) 事務局での各種申請・届出等

＜事務局で行う主な申請・届出一覧＞

目的	窓口	書式名	提出期限	手数料
成績の証明をしたい	教務課	学業成績証明書 (単位取得証明書)	平日随時 (要2営業日)	200円
卒業の証明をしたい	教務課	卒業(見込)証明書	平日随時 (要2営業日)	200円
本学で取得した資格の証明をしたい	教務課	資格取得(見込)証明書	平日随時 (要2営業日)	200円
本学で受診した健康診断の証明が欲しい	学生 支援課	健康診断証明書	平日随時 (要2営業日)	200円
本学に在学している証明をしたい	学生 支援課	在学証明書	平日随時 (要2営業日)	200円
学生証を失くしたので、再発行したい	学生 支援課	学生証再交付願	平日随時 (要2営業日)	1,500円
氏名/住所/電話番号/保証人が変わった	学生 支援課	学生事項(住所等)変更届 ※学内システム情報を変更 する必要があるため、すぐ に提出してください。	平日随時	なし
学費の支払い期限を の延ばして、分けて支払いたい。	総務課	学費納入延期・分納願 ※15P参照	前期5/10 後期10/31	なし
日本語の資格があるので、 学費を安くしたい	学生 支援課	授業料減免申請書	〈新規〉 取得後すぐ 〈継続〉 毎年1月	なし
通学のための電車の定期券を か買いたい	学生 支援課	通学定期券購入申込書	平日随時 (要2営業日)	なし
就活等のため電車の料金を 割り引きたい	学生 支援課	学割証交付願	平日随時 (要2営業日)	なし
車を運転して、通学したい	学生 支援課	駐車登録申請書	平日随時	2,000円

(3) 学費納入の延期・分納について

本学の学費は前期と後期と分けて支払いますが、それぞれの支払期日は決まっています（前期分は5/10、後期分は10/31）。もし期日を過ぎても支払いがない場合、学則に基づき、除籍になることもありえます。但し、事前に学費納入延期・分納願（様式は[ハンドブックの最後を参照](#)）を総務課に提出することで、支払い期限を遅らせ、また分割して支払うことができます。



学費はいつでも延期・分納できますか？

A できません。手続きができる期間は決まっていますので、学費の支払いが間に合わなさそうな場合、事前に総務課へご相談ください（目安として、遅くとも前期分は4月初旬頃まで、後期分は10月初旬頃まで）。特に、書類には保証人の方の署名等が必要になりますので、国際郵送の時間を考えると、留学生は早めにご準備下さい。尚、延期・分納の手続きを行うためには、学費の一部を上記の期日までに支払っておく必要がありますので、ご注意ください。

(4) 国際交流センターでの手続き・お知らせ

国際交流センター事務局は学生支援課です。ここでは留学生のみなさんが日常必要とするさまざまな手続き等を行うところです。

- ・住所・電話番号・メールアドレス変更届けの提出
- ・奨学金申請の手続き
- ・寮・アパートに関する手続き
- ・保険に関する手続き
- ・資格外活動（アルバイト）に関する手続き
- ・一時帰国、再入国、帰国の際の手続き
- ・その他留学に関する事項

① 学生支援課（神埼キャンパス）

TEL: 0952-37-9208

e-mail: nky_gakusei@nisikyu-u.ac.jp

② 学生支援課（佐賀キャンパス）

TEL: 0952-31-3066

e-mail: gakuseika@nisikyu-u.ac.jp

(5) 大学のインターネット環境

① 就職支援室（学生支援課横）のコンピューター

事務局が開いている時間帯（平日8時50分～17時50分）であれば、自由に使うことができます。

② 情報処理室のコンピューター

開放されている時間帯であれば自由に使うことができます。使える時間の確認は情報処理室の前にあるモニターで確認できます。

- 神埼キャンパス 3号館3F第1～3情報処理演習室
- 佐賀キャンパス 1号館2F122第1情報処理室 / 3号館2F3203PC演習室

③ 学内Wi-Fi

学内には学内Wi-Fiが設置されています。

STEP【1】 ネットワーク「nisikyu-u」を選択し、パスワード「u-uykisin」を入力

STEP【2】 ブラウザを立ち上げ、本学から発行されたIDとパスワードを入力

④ 本学関連サイト

- ・ 西九州大学・西九州大学短期大学部国際交流センター

<https://www.nisikyu-u.ac.jp/international/>

- ・ 西九州大学・西九州大学短期大学部オンラインシラバス

<http://er.nisikyu-u.ac.jp/ABU0300>

- ・ 西九州大学・西九州大学短期大学部学生ポータルサイト

<https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/portal/>

- ・ outlook.office365

<https://outlook.office365.com/mail/inbox>

(6) スクールバス・電車の利用

大学ではスクールバスを運行しています。始業・終業時刻に合わせてご利用下さい。

① 神埼キャンパス⇄神埼駅（無料）

神埼駅北口より乗車して下さい。

<バスの時刻表>

<http://www.nisikyu-u.ac.jp/information/categorylist/faculty/101/c/17/>



② HyperDia

日本語と英語と中国語の3カ国語にて、電車の時刻や料金等を検索できる無料のサービスです。

<HP> <http://www.hyperdia.com/ja/>

HyperDia



＜神埼駅のスクールバス乗り場＞

(7) 西九州大学附属図書館の利用

① 場所

神埼キャンパス：5号館1階と地下1階

佐賀キャンパス：3号館2階



＜神埼キャンパス図書館＞

② 開館時間

■ 授業期間

平日：8時30分～21時00分

第2・第4土曜日：9時30分～16時30分

■ 授業期間以外

平日：8時50分～17時30分

第2・第4土曜日：9時30分～16時30分



＜佐賀キャンパス図書館＞

③ 閉館・休館

・土曜・日曜・祝祭日。ただし、第2・第4土曜日は除く。

・年末年始（12月28日～1月4日）

・夏季（8月13日～8月22日）

・3月第4木、金、土曜日

④ 利用方法及び館内でのマナー

・入館・退館する時は、指定されたゲートを通過してください。また入館する時は必ず学生証を持参してください。

- ・図書館はたくさんの方が利用します。館内では静かにし、携帯電話等の電源は切るか、マナーモードに設定してください。
- ・館内では携帯電話等の充電は認められておりません。
- ・館内での喫煙は禁止しています。
- ・館内での食べ物・飲み物の持ち込みは禁止です(ペットボトルと水筒の飲み物だけ可)。
- ・図書館の本や資料は多くの方が利用しますので、汚したり壊したりしないでください。使い方がひどい場合は、弁償してもらうことがあります。
- ・自分の貴重品や所持品は各自で責任もって管理をして下さい。

⑤ 館外貸出・返却

- 1～3年次生：1度の貸出しは最大5冊まで、返却は1週間以内です
 4年次生：1度の貸出しは最大7冊まで、返却は2週間以内です
 大学院生：1度の貸出しは最大20冊まで、返却は2ヶ月以内です



返却期限は必ず守ってください。守れない場合、今後、利用できなくなります。返却はどちらのキャンパスでも可能で、閉館時はブックポストに届けてください。

(8) 学内スポーツ施設案内

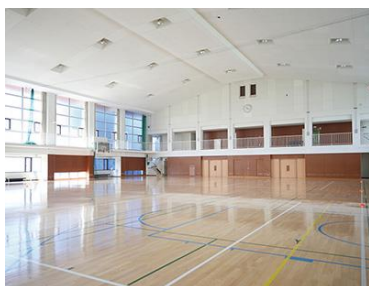
学内にはさまざまなスポーツ施設があります。体育のクラスや学生のクラブが優先的に使っていますが、空いているときは事前に学生支援課で申し込めば使えます。

■使用可能な施設

- ・体育館 ・トレーニングセンター ・グラウンド ・テニスコート ・その他教室 など

※使用可能な時間は8時50分から21時まで

※長期休暇期間は8時50分から17時50分まで



＜神埼キャンパス体育館＞



＜トレーニングセンター＞



＜グラウンド＞

(9) 学生クラブ・サークルに参加してみよう

留学生もクラブ・サークルに参加ができます。他にも多くの活動団体がありますので、詳しく知りたい方、興味がある方は学生支援課にお問い合わせください。

■ 代表的なクラブ・サークル (体育系)

※令和2年度時点



<サッカー>



<バレー>



<アルティメット>



<弓道>



<バスケットボール>



<陸上競技>



<軟式野球>



<剣道>



<なぎなた>



<水球>



<Aerobic & Dance>



<interaction(HIPHOP ダンス)>

■ 代表的なクラブ・サークル（文化系）

※令和2年度時点



＜和太鼓集団「堂打」＞



＜ESRD（ボランティア）＞



＜西九州大学吹奏楽団＞



＜茶道＞



＜Kirakira（ボランティア）＞



＜神埼軽音楽（バンド）＞

（10）相談窓口

何か問題がある時は一人で悩まずに、指導教員や職員等、だれかに相談しましょう。

■ 国際交流センター事務局（窓口：学生支援課）＆ダイバーシティセンター

国際交流センター事務局とダイバーシティセンターでは、いつでも留学生からの相談を受けています。留学全般に関して、就職や進学について等、誰に聞いていいかわからないとき、さまざまな情報がほしいときは相談に来てみてください。

■ 保健管理センター・学生相談室

保健管理センター・学生相談室では、みなさんの身体面、精神面、心理的な問題や悩みに応えるためにカウンセラーを配置し、相談・助言に応じています。学生支援課窓口で随時受け付けています。

■ 学校の授業やキャンパスライフ以外の相談

佐賀県国際交流協会の相談窓口が利用できます。（詳細は50P参照）。

4【学外】学生生活



(1) アパートを借りる

民間アパートを借りるときは不動産屋に行きます。民間アパートを探すときは、まず国際交流センター事務局に相談しましょう。



アパートに住む場合は、すぐ壁の隣に他人が住んでいること常に意識した生活を心がけてください。

■留学生住宅総合補償制度

一般に、日本で民間のアパートを借りる場合、入居のための保証人が必要です。留学生のみなさんが留学生住宅総合補償に加入することを条件に、西九州大学または西九州大学短期大学部の学長が保証人になってくれる制度があります。

<補償内容&保険金額・補償金額>

補償内容	補償対象者	保険金額・補償金額（支払限度額）
①留学生賠償責任	留学生	一事故 5,000万円限度（注6）
②傷害後遺障害		240万円限度
③保証人補償	保証人	30万円限度

<保険料>

補償期間	1年間	2年間	6か月（延長）（注5）
保険料等負担金（注4）	4,000円	8,000円	2,000円

※制度の詳細は学生支援課にお問い合わせください。

(2) ごみの出し方&部屋の清掃

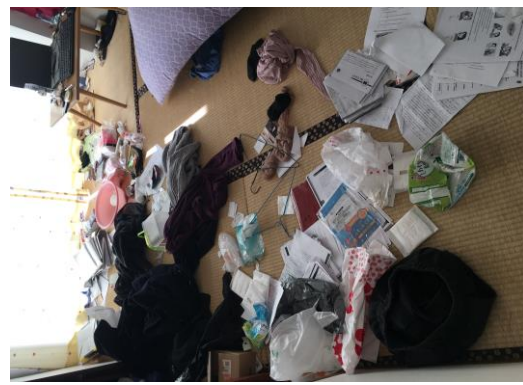
①ごみの出し方

ごみの出し方には規則があります。必ず決められた通りに出してください。ごみを置く場所、日時を守らないと、近所の人たちの迷惑になります。ごみは指定のごみ袋で出さなければなりません。指定のごみ袋はスーパーなどで買うことができます。ごみのことでもめごとがおこらないように、近所の人や大家さんとも仲良くして、わからないことがあったら必ずききましょう。ごみの出し方は市や町によって違いますから注意してください。

②部屋の清掃

定期的な部屋の清掃を心がけましょう。あまり不衛生だと、ルームメイトや近所の人たちに迷惑をかけます。また、部屋の使用状況が問題ないかを確認する目的で、必要に応じて指導をすることもありますので、日ごろから部屋の整理や掃除を行ってください。

<以前の本学留学生のアパートの様子>



<以前あった本学留学生のトラブル>

- 曜日や分別方法等のルールを守らずにごみを出していたため、建物のオーナーからクレームがきた。
- 夜遅くまで部屋で騒いでいたため、隣の部屋の住人からクレームがきた。
- 下水管を定期的に掃除しなかったため、髪の毛やごみがつまり、下の階に漏水して、賠償金が発生した。
- 大量のニンニクを常温で部屋においていたため、臭いが部屋の外にも行き、下の階のお店からクレームがきた。

(3) アルバイトのルール

①アルバイトをするための流れ

海外から本学に直接入学する場合、授業開始後1ヶ月間は留学生のアルバイトを本学は認めていません。上述の期間を経た後に、アルバイトを始めたい学生は、下記の手順に沿って手続きを行ってください。また、日本語学校時代等、本学に入学する前から行っていたアルバイトを続けたい場合は、誓約書と契約書コピーを提出することで、継続することができます。

STEP【1】 指導教員の承認をもらう。

STEP【2】 入管で資格外活動許可を取得する（9P参照）

STEP【3】 学生支援課の担当に相談をして、必要な書類をもらう。

※ 様式は**ハンドブックの最後**を参照してください。同じものは下記

URL からダウンロード可能です。

<https://www.nisikyu-u.ac.jp/international/information/detail/masterid/95/>

STEP【4】 アルバイトを探す。

STEP【5】 誓約書と契約書コピーを学生支援課に提出。

STEP【6】 同時に、アルバイト先に、労働局に必要な手続きをするように依頼。

詳細URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000690017.pdf>



②注意事項及び罰則

⚠ 週28時間以内(長期休暇中は週40時間の範囲内であれば1日1日8時間以内)で活動することが可能。

⚠ 入管法に定められた範囲内で活動すること。

⚠ 日本に在ることの最大の目的は勉学であり、大学での正課を優先させること。

⚠ 修学や日常生活に支障を起すため、夜間10時～早朝のアルバイトは禁止。

⚠ 毎月、学生支援課にアルバイト状況を報告すること(様式はSTEP【3】参照) また、短期大学部留学生は、資金台帳も一緒に提出すること。

上記流れと注意事項を必ず守ってください。また、悪質なアルバイト状況が発覚した場合は、今後の在留期間の更新等の在留カードの手続きの際に、デメリットになる可能性がありますので、きちんとルールに基づいた活動をしてください。



本学のルールに違反した場合、アルバイト活動許可を取り消します...



アルバイトの時間はどのように計算すればいいですか？

A 入管法により、どの曜日からも計算しても、前後一週間の時間が規程の時間を超過してはなりません。

<授業期間の活動例>

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
				1日 2時間	2日 8時間	3日 8時間
					←	→
4日 5時間	5日 3時間	6日 4時間	7日 4時間	8日 4時間	9日 3時間	10日 4時間
←	→	→	→	→	→	→

36時間 ✕

27時間 ○



留学生はどんなアルバイトをしてもいいですか？

A 入管法にて、「風俗営業」等の業種は、留学生の活動が禁止されています。

<風俗営業>

キャバレー、ホストクラブ、キャバクラ、ナイトクラブ、麻雀店、パチンコ店、バーや喫茶店（照度10ルクス以下）、（※ダーツバーやガールズバーも該当する場合も）

（引用元：WORK JAPAN）

これに関連して、「客に声をかけて風俗店につれていく客引き」「風俗関係のピラやティッシュ配り」「風俗関係のお店での調理、清掃」等も禁止されているアルバイトに該当します。また、22時以降のアルバイトについては、学業へのマイナスの影響が出てくるため、理由・業種に関わらず、すべて禁止します。もし、判断が難しい場合は、学生支援課にご相談ください。

（４）自転車・自動車・バイクを利用する

①自転車を利用する

(a) 放置自転車について

よく道端や駅前、歩道橋の下などにまだ乗れる自転車が長期間置かれたままになっているのを見かけます。これらの放置自転車を拾って自分のものとして、乗ってはいけません。警察に調べられたときに、放置自転車を使っていたことが分かると窃盗の疑いで捕まります。

■自転車には鍵を

自転車は非常に盗難にあいやすいです。自転車から離れる時は、たとえ短い時間であっても鍵をかけるのを忘れないようにしましょう。

■自転車防犯登録

自転車を新しく購入したり、他の人からゆずってもらう時は自転車屋さんで防犯登録をしてください。これは法律で義務付けられています。登録をする際に、登録料として660円必要です。また、防犯登録は二重登録ができませんので、他の人から自転車を買ったり、もらったりする場合には、以前の防犯登録が削除されているか必ず確認をして下さい（原則、防犯登録をした本人しか削除ができません）。

<留学生が間違えやすい代表的なルール>



【ケース1】

夜間はライトを点灯しましょう。違反した場合は、5万円以下の罰金



【ケース2】

お酒を飲んだ後の運転は禁止です。違反した場合、5年以下の懲役または100万円以下の罰金等



【ケース3】

大人の二人乗りは禁止です。違反した場合は、5万円以下の罰金



【ケース4】

「並進可」の標識(上記)があるところ以外、並んで走ってはいけません。違反した場合、2万円以下の罰金等



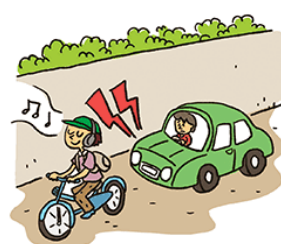
【ケース5】

信号は必ず守りましょう。違反した場合、
3月以下の懲役または5万円以下の罰金等



【ケース6】

「止まれ」の標識（上記）がある場所は、一時停止しましょう。
違反した場合、3月以下の懲役または5万円以下の罰金等



【ケース7】

スマホを使い「ながら」、傘をさし「ながら」、音楽を聴き「ながら」の「ながら運転」は危
ないのでやめましょう。違反した場合、5万円以下の罰金等

(引用元：政府広報オンライン)

●補足●自転車の飲酒運転&「ながら」運転の罰則強化について

①自転車の飲酒運転

- <R6年10月以前> 酒気帯び運転（＝わずかなアルコールを飲んだ運転）は対象外
- <R6年11月以降> 酒気帯び運転は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金

②自転車の「ながら」運転

- <R6年10月以前> 5万円以下の罰金のみ
- <R6年11月以降>
 - ・手にもって「通話」や「画面を2秒以上見続ける」場合
6か月の懲役または10万円以下の罰金
 - ・事故等の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役または30万円以下の罰金

②自動車・バイクを利用する

自動車やバイクを運転するときには免許証を携帯しなければなりません。自動車の免許証で50ccのバイクも運転できます。免許を持たないで運転した場合、日本では罪になるので無免許運転は絶対にしないでください。

■免許に関する問い合わせ

佐賀県運転免許センター（佐賀県佐賀市久保 泉 町 大 字 川久保 2 1 2 1 番地 2 6） ☎ 0952-98-2220

■国際免許証

発行日から1年間はそのまま車にのることができます。ただし、ジュネーブ条約加盟国のものに限り、種類をチェックする必要があります。

■自動車やバイクを買う時

車やバイクを買ったらさまざまな手続きが必要です。また、税金や保険、さらに自動車の場合は駐車場の確保も必要で、車検代、車庫代、ガソリン代などたくさんお金がかかり、維持するのが大変なことを忘れないでください。

■留学生が特に注意すること

⚠ 自転車と同じように、夜間にライトをつけない、飲酒運転、信号無視、標識無視、ながら運転、等は全て罰則の対象となりますので、絶対にしないでください。

⚠ 十分な補償がある任意保険に必ず加入して下さい。

（後述する「インバウンド付帯学総」保険は、自動車の事故は補償外になります）

⚠ 1台の自動車を複数名の学生で運転する場合は、必ず全員がカバーされる任意保険に加入して下さい。

⚠ 大学に自動車で通学する場合は、事前に申請が必要です（年間2000円）。

（5）銀行・郵便局での口座開設

母国からのお金の送金、電気やガス等の支払い、アルバイトの給料受取等、銀行・郵便局の口座があると便利でしょう。

■銀行・郵便局での口座開設

銀行や郵便局で口座を開くには次のものがひつきます。口座を開くときキャッシュカードも作っておくとATMが使えるので便利です。

- | | |
|------------|--------------------|
| ① 在留カード | ④ 申込書（銀行、郵便局にあります） |
| ② 印鑑 | ⑤ マイナンバーカード |
| ③ 口座に入れるお金 | （または個人番号の記載された住民票） |

（６）母国や日本国内に小包などを送るとき

日本郵便のホームページにさまざまな情報が出ています。参考にしてください。

■郵便局の外国向けサービス

- ・国際エクスプレス(EMS)
- ・エコノミー航空(SAL)
- ・小形包装物(Small Packets)

■郵便局の国内向けの郵便サービス

- ・レターパック510
- ・レターパックライト360
- ・ゆうパック

■国内向け宅配サービス

- ・宅急便

（７）飲酒・喫煙



日本では20歳未満のお酒とタバコは法律違反になりますので、絶対禁止。



また、日本の法律改正を受けて、2019年よりキャンパス内（駐車場の車内含む）の全てが禁煙になりました。しかし、残念ながら大学周辺でタバコを吸って、吸い殻をポイ捨てしている留学生がいて、近隣住民の方より苦情がきています。学外であっても、歩きたばこ等、他人に迷惑になる行為はせずに、必ず指定の場所で喫煙をするようにしましょう。

(8) 薬物乱用



日本では麻薬の密輸、所持、乱用は違法であり、厳しい処罰の対象です。
皆さんの健康も、人生も台無しにしますので絶対にしないでください。

<処罰の対象となる主な薬物>



● 覚醒剤
かくせいざい



● 大麻(マリファナ)
たいま



● コカイン



● MDMA



● LSD



● 危険ドラッグ
きけん



● 向精神薬
こうせいしんやく



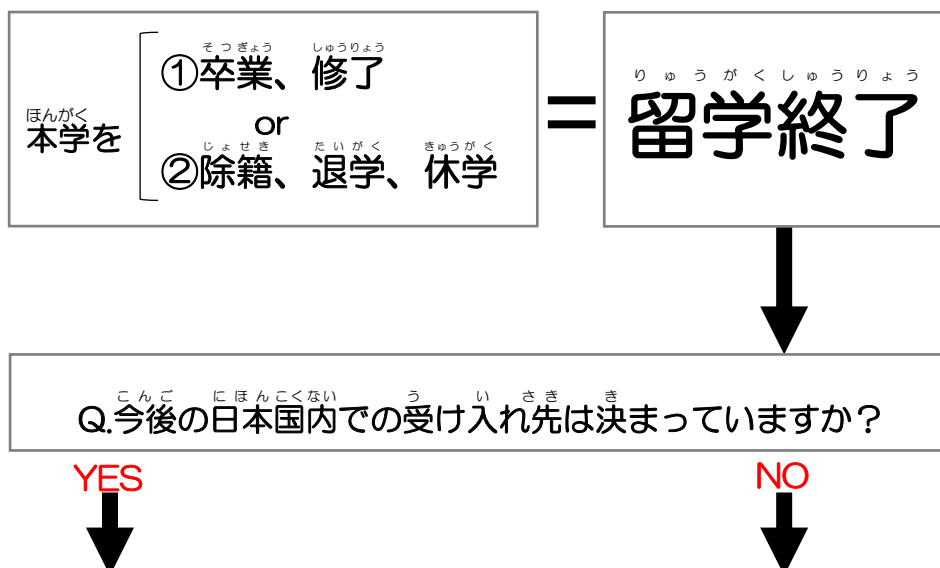
● 有機溶剤(シンナーなど)
ゆうきようざい

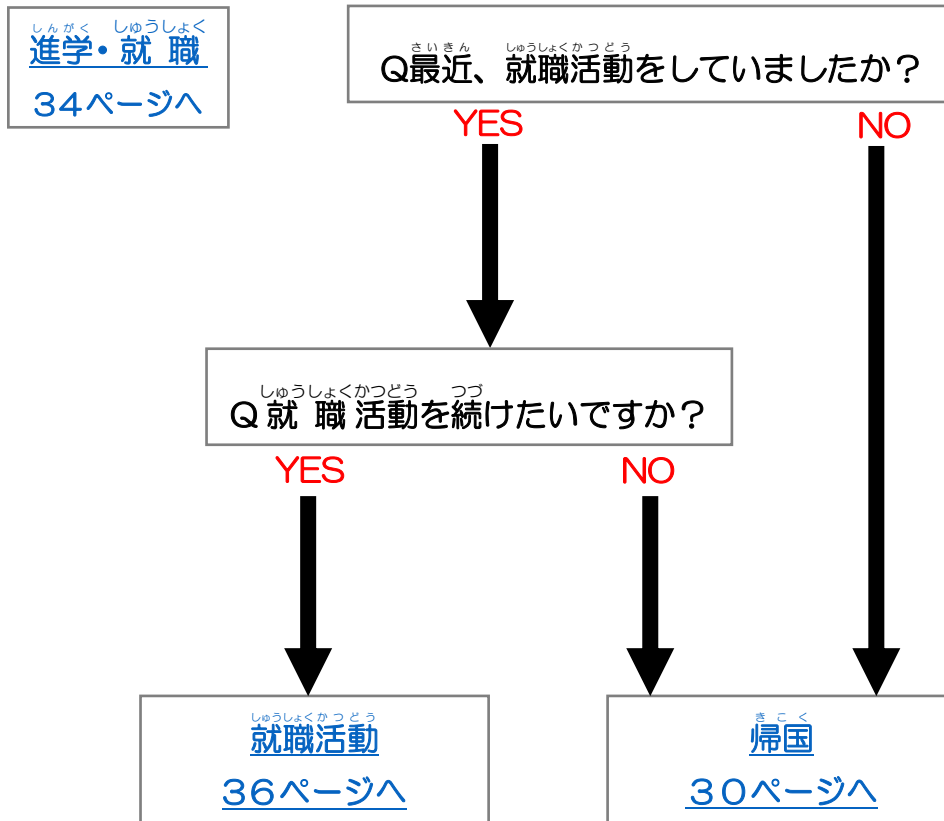
5 留学終了後の手続き

(引用元：厚生労働省)

(1) 留学が終わった後の手続きについて

本学での留学を終えた後は、その後の予定に応じて、行わなければならないといけない手続きが変わってきます。





(2) 帰国する場合

その後の日本国内の進路が決まっていない場合は、速やかに帰国して下さい。

①帰国をしなければならない期日

■卒業、修了

卒業または修了した翌月に、早急に帰国をしてください。

■除籍、退学、休学

除籍、退学または休学が決まった日から、早急に帰国をしてください。

②帰国日の確定・報告

自分の国に帰る日を決めて、飛行機等のチケットを買ってください。母国への帰国日を正式に決めたら、学生支援課の職員に知らせてください。遅くとも1ヶ月前までには報告をして下さい（除籍、退学、休学の場合は、決まった日から早急に手配をしてください）。

③学内の手続き

■証明書の発行

卒業証明書と成績証明書（各200円/通）を希望する場合は、発行手続きを教務課で行って下さい。卒業証明書は卒業後、成績証明書は各学期の成績発表の日から最新の証明書の申込ができます。

※成績発表の日程は教務課で確認してください。

※英語の証明書は発行までに約2週間かかります。両方必要な方はそれぞれ申込をして下さい。その際に、日本語か英語で発行するのかを窓口でお伝え下さい。

※証明書が発行される前に帰国する学生は、先ずは上記の流れで証明書の申込をして下さい。同時に、学生支援課の職員に、EMSの封筒、送付先を書いた送り状、そして必要な郵送料をお持ち下さい。証明書が発行され次第、お送りします。

■図書館から借りている書籍

学校の本を借りている場合、必ず帰国前に図書館に返却して下さい。

④学外の手続き

学外の手続きは部屋の退去一ヶ月前頃からできますが、できるだけ退去する2週間前には完了して下さい。また、各自手続き完了後に学生支援課職員に報告して下さい。

<住まいタイプによる最低限の学外手続き>

	新築マンション	あすなろ寮	民間アパート
入管での手続き	必要	必要	必要
市役所等での手続き	必要	必要	必要
退去手続き	必要	必要	必要
公共サービス（電気、水道、ガス）の解約	不要	不要	必要
留学生住宅総合補償の解約	不要	不要	場合による
通信設備(SIMカードやWi-Fi等)の解約手続き	場合による	場合による	場合による
銀行口座の解約	必要	必要	必要

■入管での手続き

卒業または修了した場合、卒業式（修了式）の日から14日以内、除籍、退学または休学した場合は決定を受けた日から14日以内に所属（活動）機関に関する届出（離脱）の手続きを行ってください。（[8P参照](#)）

■市役所等での手続き

3つの手続きを行ってください。

【必要書類】

在留カード / 印鑑 / 国民健康保険証 / 国民年金手帳 / マイナンバーカード

・転出届の提出

住民登録担当窓口で「転出届」の手続きをして下さい。未提出だと、帰国後も国民健康保険料等を請求される場合があるので注意して下さい。

・マイナンバー制度 通知カード・個人カードの返納

住民登録担当窓口で通知カード・個人カードを返納して下さい。

・国民健康保険証の解約と保険料の精算

国民健康保険担当窓口で国民健康保険の脱退手続きを行ってください（[39P参照](#)）

・国民年金の脱退手続き

国民年金担当窓口で脱退手続きを行ってください。

■退去手続き

・退去予定日の連絡

大家または不動産屋に退去する予定の日を伝えてください。契約により、退去通知期限（一般的に1カ月前）がある場合がありますので、事前に確認してください。

・部屋の掃除

整理整頓をして、入居した当初の状態に戻しましょう。持って帰る荷物が多い場合は、郵送する必要があります。特に、ごみの種類によって捨てることのできる日、曜日が決まっていますので、お住いの地区のルールをよく確認し、計画的に準備をしてください。

・部屋のチェック（新築マンションと大学が紹介した民間アパートのみ）

部屋を出る前に、学生支援課の職員が部屋の掃除や整理整頓ができているか、壊れているところがないかどうかのチェックを行います。

<チェックポイント>

台所/浴室/洗面台/ベランダ/個人部屋/クローゼット
/トイレ/床/冷蔵庫/電球

※台所、浴室、洗面台は排水管もチェックしますので、
パイプユニッシュ(右のイメージ参照)等を使う等
して掃除をしてください。

※切れた電球は交換をしてください。



(引用元: SCジョンソン社)

■公共サービス(電気、水道、ガス)の解約

水道・電気・ガス等の公共料金は、退去日の1ヶ月前に使用停止の連絡をしましょう。
また、最終月の利用料金の支払い方法も事前に確認しましょう。

■留学生住宅総合補償の解約

民間アパートに住んでいる方で、留学生住宅総合補償(21P参照)に加入しており、
1カ月以上契約期間が残っている場合は、返金が可能ですので学生支援課にご連絡く
ださい。

■通信設備(SIMカードやWi-Fi等)の解約手続き

SIMカードやWi-Fi等の通信設備やサービスを利用している場合は、各社の規定に
沿って、解約手続きを行ってください。利用期間が短い等の理由により、ペナルティ
の費用が発生することもありますので、注意が必要です。また、未払い分のお金がある
場合の支払い方法も事前に確認しましょう。

■銀行口座の解約

不正取引に利用させるのを防止するために、日本政府は外国人が帰国する際は銀行口座
を解約することを求めていますので、帰国する際は必ず解約をしてください。

※各銀行の窓口に通帳・キャッシュカード・在留カードやパスポートなどの身分

証明書・印鑑を持参して、口座の解約手続きを行って下さい。

※手続き終了後、解約が証明できる書類を学生支援課職員に提示して下さい。

※携帯電話や公共料金等のサービスを口座引き落としで支払っている場合、帰国後に最終月の支払いがされます。そのため、口座引き落としのサービスを解約する際に、最終月の支払い方法を変更しておいてください。

(3) 進学・就職する場合

新しい受入れ先（会社や学校等）とも連絡をしながら、手続きを進めてください。

①学内の手続き

上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください（[30P参照](#)）

②学外の手続き

＜住まいタイプによる最低限の学外手続き＞

	新栄マンション	あすなろ寮	民間アパート
入管での手続き	場合による	場合による	場合による
市役所等での手続き	場合による	場合による	場合による
退去手続き	場合による	場合による	場合による
公共サービス（電気、水道、ガス）の解約	不要	不要	場合による
留学生住宅総合補償の解約	不要	不要	場合による
通信設備（SIM カードやWi-Fi等）の解約手続き	場合による	場合による	場合による
銀行口座の解約	場合による	場合による	場合による

■入管での手続き

卒業または修了した場合、卒業式（修了式）の日から14日以内、除籍、退学または休学した場合は決定を受けた日から14日以内に、所属（活動）機関に関する届出（離脱と移籍）の手続きを行ってください（[7P参照](#)）。本学の短大から大学に、大学から大学院に進学する場合も必要です。

■市役所等での手続き

(a) 同じ住所のまま進学または就職する場合

- ・手続きは不要です。

(b) 進学または就職のために引っ越しはするが、同じ市町村の場合

- ・転居届を提出してください。

(c) 進学または就職のために国内の他の市町村に引っ越す場合

- 引っ越す前の市役所等で転出届を提出し、転出証明書をもってください。
引っ越した先の市役所等で転入届を提出する時に必要です。
- 国民健康保険証の返却と保険料の清算

■退去手続き

新栄マンションとあすなろ寮は、本学での留学終了後は滞在ができませんのでご注意ください。アパートの退去手続きの詳細は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([32P参照](#))

■公共サービス（電気、水道、ガス）の解約

必要な場合は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([32P参照](#))

■留学生住宅総合補償の解約

この補償を利用している方で、本学での留学を終了した場合は、この制度は利用できません（本学内で進学する場合で、希望すれば期間の延長が可能です）。そのため、同じアパートに住む場合でも、留学後は本学として皆さんのアパートの連帯保証はできなくなるので、ご注意ください。解約する場合の詳細は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([33P参照](#))

■通信設備（SIMカードやWi-Fi等）の解約手続き

必要な場合は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([33P参照](#))

■銀行口座の解約

就職、進学先が他の県の場合や、今後利用する可能性が低い場合は、解約をしてください。口座を残す場合でも、今後の就職や進学を終えて完全に帰国する時は、必ず解約をするのを忘れないでください。解約の詳細は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([33P参照](#))

(4) 就職活動をする場合

①学内の手続き

上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください(30P参照)

②学外の手続き

＜住まいタイプによる最低限の学外の手続き＞

	新築マンション	あすなろ寮	民間アパート
入管での手続き	必要	必要	必要
市役所等での手続き	場合による	場合による	場合による
退去手続き	必要	必要	場合による
公共サービス(電気、水道、ガス)の解約	不要	不要	場合による
留学生住宅総合補償の解約	不要	不要	必要
通信設備(SIMカードやWi-Fi等)の解約手続き	場合による	場合による	場合による
銀行口座の解約	場合による	場合による	場合による

■入管での手続き

在留資格を「留学」から「特定活動9」に変更しなければなりません。希望する場合は、遅くとも卒業予定2カ月前には学生支援課に相談をしてください。尚、この資格に変更するためには、これまで就職活動を行っており、それを証明できる資料(会社とのメールのやりとり等を提出する必要がありますのでご注意ください。詳細は、「第2章(8)卒業後に就職活動をする場合」を参考にしてください(9P参照)。

■市役所等での手続き

(a) 同じ住所のまま就職活動する場合

- ・手続きは不要です。

(b) 就職活動のために引っ越しはするが、同じ市町村の場合

- ・転居届を提出してください。

(c) 就職活動のために国内の他の市町村に引っ越す場合

- 引っ越す前の市役所等で転出届を提出し、転出証明書をもたらしてください。
引っ越した先の市役所等で転入届を提出する時に必要です。
- 国民健康保険証の返却と保険料の清算

■退去手続き

新栄マンションとあすなろ寮は、本学での留学終了後は滞在ができませんのでご注意ください。アパートの退去手続きの詳細は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください(32P参照)

■公共サービス(電気、水道、ガス)の解約

必要な場合は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください(32P参照)

■留学生住宅総合補償の解約

この補償を利用している方で、本学での留学を終了した場合は、この制度は利用できません。そのため、同じアパートに住む場合でも、留学後は本学として皆さんのアパートの連帯保証はできなくなるので、ご注意ください。解約する場合の詳細は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください(33P参照)

■通信設備(SIMカードやWi-Fi等)の解約手続き

必要な場合は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください(33P参照)

■銀行口座の解約

就職活動が他の県の場合や、今後利用する可能性が低い場合は、解約をしてください。口座を残す場合でも、今後の就職を終えて完全に帰国する時は、必ず解約をするのを忘れないでください。解約の詳細は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください(33P参照)

6 健康管理



(1) 保険について

本学で学ぶ留学生には必ず①国民健康保険(略称「国保」)、②学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)、③外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(略称「インバウンド付帯学総」)の3種類の保険に加入してもらいます。

①国民健康保険(略称「国保」)

日本に1年以上滞在する留学生は、すべて国民健康保険に加入することが義務づけられています。在留資格が「留学」であれば、日本滞在期間が1年以内でも加入可能です。この保険に加入すると病院で治療を受けたときに病院で払うお金が30パーセントで済みます。

■加入の手続き

手続きは市役所で行います。国民健康保険証は基本、その場で発行されますが、場合によっては、後日、市役所に登録した住所に書留で郵送されてきます。

■保険料

国民健康保険料は市や町によって、収入のあるなし、また収入の額によって違います。国民健康保険加入手続きを済ましたら納付書が自宅に届きます。

- ・保険料の納期は年10回(6月から翌年3月まで)です(12カ月分の保険料を年間10回に分けて支払いです)。
- ・保険料(※外国から来日する留学生に限る)は約2万円で、これを10回に分けて支払います(つまり1回分は約2千円)。
- ・6/20前後に10回分(4月～翌年3月)の納付書が留学生の住所に郵送される。
- ・月ごとに支払ってもよいし、数カ月をまとめて支払ってもよい。
- ・期限まではコンビニでの支払いが可能です。期限超過した場合は市役所等での納付。
- ・帰国前の市役所等での解約手続きの際に、未払い分は要精算。また、もしまとめて数ヶ月分をまとめて支払って、前倒して帰国する場合は返金を受けることができます。

■医療費が高額な場合の払い戻し制度

入院などで高額な医療費を支払う場合、申請すると、自己負担限度額(ほとんどの留学生は低所得層であるため35,400円)を越えた金額については国民健康保険から払い戻しを受けられる制度があります。支払窓口にて、高額委任払申請を行い市役所の国民健康保険課で手続きを行うと35,400円の支払いで済みます。高額な医療費を一度に支払うのは、かなりの負担になりますので、医療費を全額支払う前に医療機関の支払窓口にて高額委任払申請を行うことをお勧めします。

■国民健康保険が適用されない場合

保険が適用されない診療、個室または二人部屋の特別室（差額ベッド）代、材料費等 / 健康診断 / 予防注射 / 美容整形 / 歯列矯正 正常な出産及び経済的な理由による人工妊娠中絶

■変更・帰国の際の届出

氏名、世帯主、住所などが変わった場合は、変わった日から14日以内に、市役所の国民健康保険課に届けなければなりません。留学が終わって帰国する際は前もって国民健康保険課に届けて、保険料の精算や国民健康保険証の返納手続きをしなければなりません。手続きは帰国2週間前からできますので、早めに行ってください。



帰国までにしばらく滞在する場合も、保険の期限を退去日まで変更することができますので、転出届の提出時に市役所等の窓口にご相談ください。

②学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害に対する保険です。

■加入の手続き

国際交流センター事務局（窓口：学生支援課）で行います。

■保険料

1年間650円です。

■補償の対象となる事故の範囲

- ・正課中
- ・学校行事中
- ・キャンパスにいる間
- ・課外活動（クラブ活動）中等

※詳細は学研災のパンフレットをご参照下さい。

③外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（略称「インバウンド付帯学総」）

学研災に加入している留学生を対象に、学校外でのケガ・病気を24時間補償します。

※詳細はインバウンド付帯学総のパンフレットをご参照下さい。

■加入の手続き

国際交流センター事務局（窓口：学生支援課）で行います。

■保険料

「充実タイプ」で留学期間分の保険料を支払って下さい。

■補償の対象となる事故の範囲

- ・自転車で行中、歩行者にぶつかってケガをさせたとき
- ・万が一のときや後遺症が残ったとき
- ・学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき
- ・学生が入院し、保護者が駆けつけたとき 等



以下の様なケースは補償対象外になりますので、ご注意ください。

- 1) 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害
- 2) 歯科疾病治療のための通院
- 3) 精神障害による入通院
- 4) 自動車と原動機付き自転車を含むバイクでの事故、等

(2) 病気やけがをしたとき・健康診断

病気やケガ、その他の健康のことについては、大学の保険管理センター（窓口：学生支援課）に行って相談しましょう。簡単な診療を受けたり、アドバイスをを受けたり、病院を紹介してもらうことができます。また、渡日後や入学後に行われる健康診断は必ず受診して下さい。

■大学・短大の保健管理センターの相談日時

学生支援課窓口で随時受け付けています。

■佐賀県の医療機関情報

佐賀県救急医療情報システム（99さがネット）で確認してください。

（日本語）



<http://www.qq.pref.saga.jp/>

（英語）



http://www.qq.pref.saga.jp/pb_dt_language

■^{にちようきゅうじつ}日曜休日^{びょういん}に病院にいきたいとき

^{いっぽんてき}一般的に^{にほん}日本の^{びょういん}病院は^{にちようきゅうじつ}日曜休日は開いていませんが、^あ当番制で^{とうばんせい}特定の^{とくてい}医療機関が^{いりょうきかん}利用^{りよう}できます。詳しくは、^{くわ}佐賀県医師会^{さがけんいしかい}のHPを^{さんしやう}参照してください。

<https://www.saga.med.or.jp/residents/touban.html>



- (1) ^{さがし}佐賀市 (2) ^{とすし}鳥栖市・^{みやきぐん}三養基郡 (3) ^{かんざきし}神埼市・^{かんざきぐん}神埼郡
- (4) ^{たくし}多久市・^{おきし}小城市 (5) ^{からつし}唐津市・^{ひがしまつうらぐん}東松浦郡
- (6) ^{たけおし}武雄市・^{きしまぐん}杵島郡 (7) ^{かしまし}鹿島市・^{うれしのし}嬉野市・^{ふじつぐん}藤津郡
- (8) ^{いまりし}伊万里市・^{にしまつうらぐん}西松浦郡

こちらから、^す住んでいる^{ちいき}地域を^{えら}選んでください。

7 災害・緊急時の対応



(1) 災害時の対応について

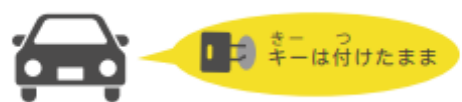
日本は自然災害の多い国なので、いざという時に対応できるように準備をしておきましょう。(引用元：佐賀県国際交流協会発行の在住外国人のための生活ガイド)



台風・水害

台風が来る前にすること	台風が来た！
■庭・ベランダに出してあるものは固定するか、家の中に入れる。 ■停電することがあるので、懐中電灯やラジオなどを準備する。 ■窓をテープで補強したり、雨戸やシャッター、カーテンを閉める。 ■避難道具、食料を備える。 ■テレビやラジオで気象情報に注意する。 にげて！ 逃離 도망쳐! Run! Magpakalayo Thoát khỏi. Lari! भागी 避難 避難 피난 Evacuation Lumikas Sotón. Mengungsi आश्रयस्थल	■外に出ない。 ■海や川、畑の水路、崖崩れが起こりそうな所には近づかない。 ■気象情報に注意し、避難勧告が出たらすぐ逃げる。 ■避難するときは歩く。浸水したところは棒などを持ち、穴や溝がないか注意する。

地震

たてもの なか 建物の中にいるとき	たてもの そと 建物の外にいるとき
つくえ した ゆ 机の下などで、揺れなくなるのをまつ 	ばっく あたま まち バッグなどで頭を守る 
【家】  ひ け 火を消す  まど 窓 どあ ドアをあ でぐち かくほ (出口の確保)	へい せま るじ 塀、狭い路地には ちか 近づかない  うみ かわ がけ ちか 海、川、崖の近くに  いるときは、できるだけ とお に 遠くに逃げる
で ばーと えいがかん 【デパートや映画館など】 ひなんぐち かくにん 避難口を確認しておく こうどう おちついて行動をする。  あたま まち 頭を守る  え れ べー たー エレベーターを つか 使わない  かかりいん しじ 係員の指示に したが 従う 【エレベーターの中】 ひじょうぼたん すべ かい ぼたん ・非常ボタンと全ての階のボタン かい おし、とまった階で、おりる	くるま 【車】 ひだりがわ と ・ゆっくり左側に止める くるま はな きー つ ・車から離れるときはキーを付けたまま、 しゃけんしょう きちようひん も 車検証や貴重品を持って逃げる  ばす でんしゃ 【バス・電車】 かかりいん しじ したが ・係員の指示に従う  
ただ じょうほう 正しい情報 ただ じょうほう こうどう 正しい情報をもとにおちついて行動する 	

つなみ き
津波が来たら・・・

①大きな地震の
あとは、津波が
くることがあり
ます。

②絶対に海や川
には近づかない
てください。

③できるだけ海か
ら遠くて、高いと
ころに早く逃げて
ください。
津波は何度も来る
ことがあります。

かじ
火事になったら・・・

①早く知らせる
近所の人に知らせる
119 に電話する

②早く火を消す
火が小さいうちに
消火器や水で消火する

③早く逃げる
天井に火が燃え移ったら
すぐ逃げる
煙を吸わないように
ぬれたハンカチなどで
口をしっかりと押さえ
低い姿勢で逃げる



しょうかき つか かた
消火器の使い方

- ① 安全ピンを抜く
- ② ノズルを火元に向ける
- ③ レバーを強く握る



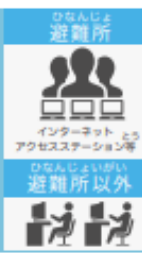
ひなんじょうほう しゅるい 避難情報の種類

ひなんじゅんびじょうほう 避難準備情報 	あめ たいふう さいがいはっせい おそ 雨や台風などで、これから災害が発生する恐れがあるので、 でんきよほう ちゅうい じしゅてき ひなん 天気予報などに注意して、自主的に避難してください。
ひなんかんこく 避難勧告 	さいがいはっせい かううせい ひなん はじ 災害が発生する可能性があるので、避難を始めてください。
ひなんしじ 避難指示 	さいがい きけん せま 災害による危険がすぐ迫っているので、 ひなん いますぐ避難してください。



さいがいうでんごんばん 災害用伝言板 (web171)

さいがいはっせい
災害が発生すると
でんわ
電話につながりにくくなります。
でんごんばん りよう
そのときはこの伝言板を利用しましょう。



でんごん
※伝言は
もじ けん
100文字 x 20件
かいがい
※海外からも
りよう
利用できます。
でんごん ほぞんきかん
※伝言の保存期間は、
さいだい かげつ
最大6ヶ月です。



さいがいじ らじおきょく 災害時のラジオ局 ～ラジオで正しい情報を集めましょう～

AM ラジオ			FM ラジオ		
らじお さが NBC ラジオ佐賀	い ま り 伊万里	1116	さが FM 佐賀	さが 佐賀	77.9
	さが から つ あり た 佐賀・唐津・有田	1458		と 鳥栖	79.7
さが NHK 佐賀	い ま り 伊万里	531	さが NHK FM 佐賀	あり た 有田	79.9
	さが 佐賀	963		さが 佐賀	81.6
	から つ 唐津	1584		ひ ぜん あり た 肥前有田	88.9
			FM から つ	から つ 唐津	86.8
			えびす FM	さが 佐賀	89.6

■避難所とは

- ・災害により、家が壊れたり、家にかえることができないとき、一時的に生活ができる場所です。
- ・無料で、誰でも入れます。
- ・避難所では、水やたべもの、毛布などがくばられます。

ひなんばしょ しゅるい 避難場所の種類	せつめい 説明	ひなんばしょ わたしの避難場所
しんすいじきんきゅうひなんしせつ 浸水時緊急避難施設 	つなみ こうずい 津波や洪水のとき、 きんきゅういちじてき ひなん 緊急一時的に避難する ばしょ 場所です。	しせつめい 施設名 じゅうしょ 住所
していきんきゅうひなんばしょ 指定緊急避難場所 	さいがい きげん きんきゅうてき 災害の危険から緊急的に ひなん み あんぜん まも 避難し、身の安全を守る ばしょ ための場所です。	しせつめい 施設名 じゅうしょ 住所
していひなんじょ 指定避難所 	さいがい はっせい ばあい 災害が発生した場合や、 はっせい 発生するおそれがある ばあい ひさいしゃ いっていきかん 場合に被災者が一定期間 たいざい ばしょ 滞在する場所です。 していきんきゅうひなんばしょ 指定緊急避難場所と同じ ばあい 場合もあります。	しせつめい 施設名 じゅうしょ 住所

■避難所では

- ・よく小学校や中学校、公民館等が、災害時に避難所になります。
- ・災害についての情報を知ることができます。
- ・たくさんの人が一緒にいます。いろいろな決まりがあります。
みんなで協力して生活しましょう。

■避難所で気をつけること

- ・避難所の中では靴をぬぐ
- ・食べ物をくばる時間や量
- ・トイレの使い方、ゴミの捨て方
- ・大きな声を出さない

じぶん す ちいき ひなんじょ かくにん
 自分の住んでいる地域の避難所を確認しましょう。
 くわ す し まち たんとうまどぐち
 詳しくは住んでいる市、町の担当窓口でたしかめましょう。

さがし しょうぼうぼうさいか 佐賀市 消防防災課 ☎ 0952-40-7013	おぎし ぼうさいたいさくか 小城市 防災対策課 ☎ 0952-37-6119	げんかいちょうそうむか 玄海町 総務課 ☎ 0955-52-2111
からつし ききかんりぼうさいか 唐津市 危機管理防災課 ☎ 0955-72-9260	うれしのし そうむか 嬉野市 総務課 ☎ 0954-66-9111	ありたちょう そうむか 有田町 総務課 ☎ 0955-46-2111
とすし そうむか 鳥栖市 総務課 ☎ 0942-85-3506	かんざきしぼうさいききかんりか 神埼市 防災危機管理課 ☎ 0952-37-0104	おおまちちょうそうむか 大町町 総務課 ☎ 0952-82-3111
たくし ぼうさいあんぜんか 多久市 防災安全課 ☎ 0952-75-2181	よしのがりちょう そうむか 吉野ヶ里町 総務課 ☎ 0952-37-0330	こうほくまち そうむか 江北町 総務課 ☎ 0952-86-2111
いまりし ぼうさいききかんりか 伊万里市 防災危機管理課 ☎ 0955-23-2130	きやまちょうそうむきかくか 基山町 総務企画課 ☎ 0942-92-7915	しろいしちょうそうむか 白石町 総務課 ☎ 0952-84-7111
たけおし ぼうさいききかんりか 武雄市 防災危機管理課 ☎ 0954-23-9223	かみみねちょうそうむか 上峰町 総務課 ☎ 0952-52-2181	たらちょう そうむか 太良町 総務課 ☎ 0954-67-0129
かしまし そうむか 鹿島市 総務課 ☎ 0954-63-2112	ちよう そうむか みやき町 総務課 ☎ 0942-89-1651	

きんきゅうじ も だ り す と
緊急時の持ち出しリスト

した り す と さんこう めやす かぶんじゅんび
下のリストを参考に目安として3日分準備しましょう。

じぜん じゅんび たいせつ
事前の準備が大切です！

みず 水・たべもの  - かんぱん かんづめ ひ つか ・乾パン、缶詰、火を使わないで た しよくひん 食べられる食品 - ちょこ びすけっと ・チョコ、ビスケットなど - かるりー たか カロリーの高いもの - いんりょうすい ひとり にち りっとる ・飲料水は1人1日3リットル	きゅうきゅうようひん 救急用品  - きゅうきゅうせっと ・救急セット - ひごろの くすり ・日頃飲んでいる薬など	らじお かいちゅうでんとう ラジオ・懐中電灯  - AM・FM が受信できるラジオ かいちゅうでんとう ひとり ・懐中電灯（できれば1人1こ） - でんち ・電池
いるい せいかつようひん 衣類・生活用品  したぎ うわぎ くつした たおる くつ ・下着、上着、靴下、タオル、靴、 ひっきようぐ あまぐ といれっとペーパー 筆記用具、雨具、トイレトペーパー、 ぐんて せんめんようぐ つか す かいる 軍手、洗面用具、使い捨てカイロ、 まっち らいたーろくへるめつと ぼうし マッチ、ライター、ローソク、ヘルメット、帽子 など	げんさん いんかん つうちょう 現金・印鑑・通帳  げんさん こぜに いんかん つうちょう ・現金（小銭も）、印鑑、通帳、 きゃっしゅカード キャッシュカード	ばすぽーと パスポート・ ざいりゅうかーど 在留カード  ばすぽーと ざいりゅうかーど ・パスポート、在留カードなど
けいたいでんわ 携帯電話  けいたいでんわ じゅうでんき ・携帯電話と充電器	た その他  - あか よう こなみる く ほにゅうびん おむつ ほしてちよう ・赤ちゃん用の粉ミルク、哺乳瓶、オムツ、母子手帳など - としよ よう おむつ かいごようひん くすり ・お年寄り用のオムツ、介護用品、薬など - せいりようひん ・生理用品 - ほりぶくる びにーるしーと あるみほいる しんぶんし がむてーぶ ・ポリ袋、ビニールシート、アルミホイル、新聞紙、ガムテープなど	

(2) 非常のとき

日本の非常のときの電話番号を覚えておいて、万が一、下記のような非常事態に遭遇したらすぐに電話連絡をとりましょう。局番なしの3ケタの番号です。また同時に国際交流センターにもできるだけ早く連絡をしましょう。



事故の大小に関わらず、必ず警察に電話をして下さい。怪我人がいれば救急車も呼びます。

- | | | |
|------------------------------------|------|----------------------|
| ■火事 <small>かじ</small> のとき | ☎119 | 「火事です！場所は～～です」 |
| ■大怪我・急病 <small>おおけが きゅうびょう</small> | ☎119 | 「救急です！場所は～～です」 |
| ■盗難・犯罪 <small>とうなん はんざい</small> | ☎110 | 「泥棒／強盗です！場所は～～です」 |
| ■交通事故 <small>こうつうじこ</small> | ☎110 | 警察 「交通事故です！場所は～～です」 |
| | ☎119 | 救急車 「交通事故です！場所は～～です」 |



IP電話で110番はできますか？

A 050等のIP電話では110番と119番にはつながりませんが、「緊急通報ナビ」という無料のアプリをインストール（[App Store](#) / [Google Play](#)）することで全国各県の警察署に連絡することができます。



<STEP1>



<STEP2>



<STEP3>



8 佐賀県の便利なサポートについて



(1) 佐賀トラベルサポート多言語コールセンター

★佐賀県観光連盟が提供する外国人観光客向けのサービスで、無料で利用可能！

★24時間 365 日、観光案内や通訳サービスを英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・スペイン語・ポルトガル語・ロシア語・ネパール語・タガログ語 に対応！

※電話からは通話料がかかります。Skype からは通信料(パケット料)がかかる場合があります。

<https://saga-travelsupport.com/callcenter.html>



SAGA TRAVEL SUPPORT
TRAVEL CALL CENTER
24 Hours 365 Days 17 Languages OK!

FREE DOWNLOAD DOGAN SHI-TA-TO MAY I HELP YOU?

Supported Languages:
 English, 한국어, 中文[簡・繁], ภาษาไทย, 中国語, 韓国語, 英語, 日本語, 韓国語, 中国語, タイ語, ベトナム語, インドネシア語, フランス語, ドイツ語, イタリア語, スペイン語, ポルトガル語, ロシア語, ネパール語, タガログ語, マレー語, ミャンマー語, クメール語

0952-20-1601
 For international call or international roaming, +81-952-20-1601

sagacall_f1

(2) 行政・病院手続きサポート多言語コールセンター

佐賀県の全ての町役場、市役所と特定の病院で、通訳してくれる無料のサービスです。外国人から直接このサービスに電話することはできませんので、言葉がわからなくて困ったとき、スタッフの人に「佐賀県国際交流協会（SPIRA）の多言語コールセンター」に電話をお願いしてください。

★利用できる言語は、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、マレー語、ネパール語、タガログ語、インドネシア語、ポルトガル語、フランス語、スペイン語、ロシア語、イタリア語、ドイツ語、タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、クメール語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語の21言語（2022年3月現在）。

★当サービスが利用できる最新の病院一覧は SPIRA のホームページで確認できます。

<https://www.spira.or.jp/medicalinterpreter/callcenter/>



(3) さが多文化共生センター

SPIRA さが多文化共生センターは外国人も日本人も、もっとみんなが暮らしやすい佐賀県を目指すためのセンターです。分からないこと、困ったこと（生活習慣、教育、医療、保健福祉、労働、日本語、子育て）が、無料で相談できます。専任の相談員が、電話やメール、Facebook、LINE を使って21の言語で対応します（2022年3月現在）。

【相談可能日時】 月曜日～金曜日 9:00-12:00・13:00-16:00

※土、日、祝日、年末年始（12/29-1/3）は閉館

【場所】 佐賀県国際交流プラザ
（佐賀市白山2-1-12佐賀商工ビル1階）

【相談方法】 ① 電話：0952-22-7830

② メール：info@spira.or.jp

③ Facebook：<https://www.facebook.com/spira.saga/>

④ LINE：<https://lin.ee/bGc4sGc>



【ホームページ】 www.spira.or.jp/cmss/

上記サービスについての質問は、佐賀県国際交流協会（SPIRA）にお問い合わせください。



公益財団法人

佐賀県国際交流協会

Saga Prefecture International Relations Association

TEL：0952-25-7921

FAX：0952-26-2055

E-MAIL：info@spira.or.jp



困った時は、何でも佐賀県に相談していいですか？

A 相談できる内容と、できない内容があります。

＜利用ルール＞

- ① 学校の授業や学校生活についての相談には利用しないでください。
- ② 事故、犯罪の際は、警察に直接電話（110番）をしてください。
- ③ ケガ、病気、火事の際は、救急車と消防車に直接電話（119番）してください。



①大学

	が 月	に 日	よう び 曜	ぎ ょう 行	じ 事
れいわ ねん 令和4年	4/7		もく 木	にゅうがくしき 入学式	
	4/4、4/5、4/6		げつ すい 月～水	しんにゅうせい 新入生オリエーション	
	4/8		きん 金	ぜんきじゅぎょうかいし 前期授業開始	
	5/14		ど 土	ほこうひ 補講日	
	6/11		ど 土	ほこうひ 補講日	
	7/16		ど 土	ほこうひ 補講日	
	7/29～8/5		きん きん 金～金	ぜんきていきしけん じゅぎょうよびひ 前期定期試験・授業予備日	
	8/6、8/8～8/10		どげつ すい 土月～水	しゅうちゅうこうぎ ほこうひ 集中講義・補講日	
	8/13～8/15		ど げつ 土～月	か ききゅうぎょう 夏季休業	
	8/29		きん 金	ぜんきせいせきはっぴょう 前期成績発表	
	9/15、9/16、9/21、9/22		もくきんすいもく 木金水木	ついさいしけん 追・再試験（1～4年次）	
	9/21、9/22		すいもく 水木	こうき 後期ガイダンス 《9/21（水）【午前】1～2 年生、9/22（木）【午前】3～4年生》	
	9/26		げつ 月	こうき 後期授業開始	
	10/21～10/23		きん にち 金～日	だいがくさい 大学祭 ※10/21（金）は全学休講	
	11/5		ど 土	ほこうひ 補講日	
	12/10		ど 土	ほこうひ 補講日	
	12/24、12/26、12/27		どげつ か 土月火	しゅうちゅうこうぎ ほこうひ 集中講義・補講日	
	12/28～1/4		か か 火～火	とうききゅうぎょう 冬季休業	
れいわ ねん 令和5年	1/5		もく 木	こうき 後期授業再開	
	1/26～2/1		もく すい 木～水	こうきていきしけん じゅぎょうよびひ 後期定期試験・授業予備日	
	2/8		すい 水	せいせきはっぴょう 成績発表（4年次）	
	2/9～2/10		もくきん 木金	ついさいしけん 追・再試験（4年次）	
	2/17		きん 金	こうきせいせきはっぴょう 後期成績発表（1～3年次）	
	2/24		きん 金	きょうじゅかい 教授会（卒業判定）	
	2/27～3/2		げつ もく 月～木	ついさいしけん 追・再試験（1～3年次）	
	3/17		きん 金	そつぎょうしょうしょ がくいきじゅよしき さがしぶんかいかん 卒業証書・学位記授与式（佐賀市文化会館）	
	3/27～3/28		げつ か 月火	れいわ ねんとさいがくせいせんき 令和5年度在学生前期ガイダンス 《3/27（月）…新2年次、3/28（火）…新3～4年次》	
ひ 考： 備 8/5（金）、1/21（土）に悪天候等による休校のための予備日あり					

た ん き だ い が く ぶ
②短期大学部

	が づ 月 日	よ う び 曜 日	ぎ ょ う 行 事
れ い わ ね ん 令和4年	4月7日	も く 木	に ゅ う が く し き さ が し し ゅ ん か い け ん 入 学 式 (佐賀市文化会館)
	4月5、6日	か す い 火・水	し ん に ゅ う ぜ い 新 入 生 オ リ エ ン テ ー シ ョ ン
	4月8日	き ん 金	ぜ ん き じ ゅ ぎ ょ う か い し 前 期 授 業 開 始
	6月12日	に ち 日	ほ こ う ひ 補 講 日
	7月16日	ど 土	ほ こ う ひ 補 講 日
	7月29日～8月5日	き ん き ん 金～金	ぜ ん き じ ゅ ぎ ょ う よ び ひ 前 期 授 業 予 備 日
	8月29日	げ つ 月	ぜ ん き せ い せ き は っ ぴ ょ う 前 期 成 績 発 表
	9月15日～9月22日	も く も く 木～木	つ い さ い し け ん 追・再 試 験
	9月21、22日	す い も く 水・木	こ う き 後 期 ガ イ ダ ン ス
	9月26日	げ つ 月	こ う き 後 期 授 業 開 始
	10月21日～10月22日	き ん ど 金～土	が く え ん さい 学 園 祭 ※10/21 (金) は 全 学 休 講
	11月5日	ど 土	ほ こ う ひ 補 講 日
	12月10日	ど 土	ほ こ う ひ 補 講 日
	12月24日～12月27日	ど か 土～火	し ゅ う ち ゅ う こ う ぎ ほ こ う ひ 集 中 講 義・補 講 日
れ い わ ね ん 令和5年	1月5日	も く 木	こ う き 後 期 授 業 再 開
	1月26日～2月1日	も く す い 木～水	こ う き 後 期 授 業 予 備 日
	2月7日	か 火	せ い せ き は っ ぴ ょ う 成 績 発 表
	2月10日	き ん 金	つ い さ い し け ん 追・再 試 験 (2年 次)
	3月1日	す い 水	つ い さ い し け ん 追・再 試 験
	3月2日	も く 木	つ い さ い し け ん 追・再 試 験
	3月17日	き ん 金	そ つ ぎ ょ う し ょ う し ゃ が く い き じ ゅ よ し き 卒 業 証 書・学 位 記 授 与 式 さ が し し ゅ ん か い け ん (佐賀市文化会館)
ひ こ う 備 考:			

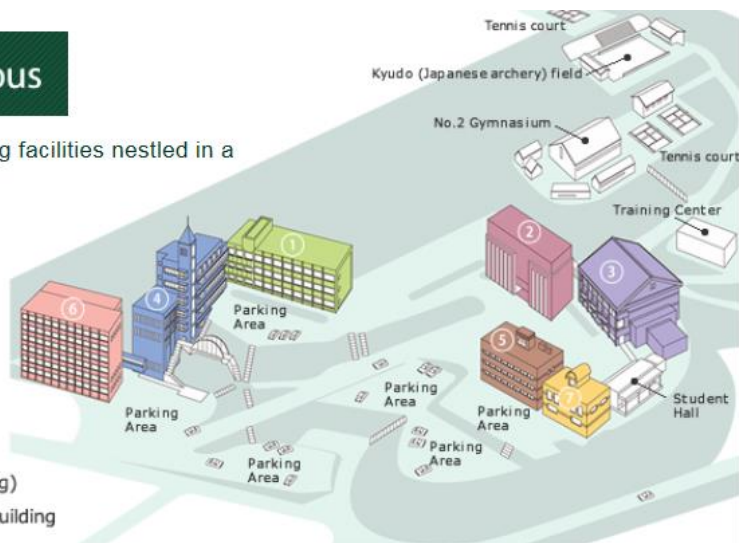
10 キャンパスマップ



Kanzaki Campus

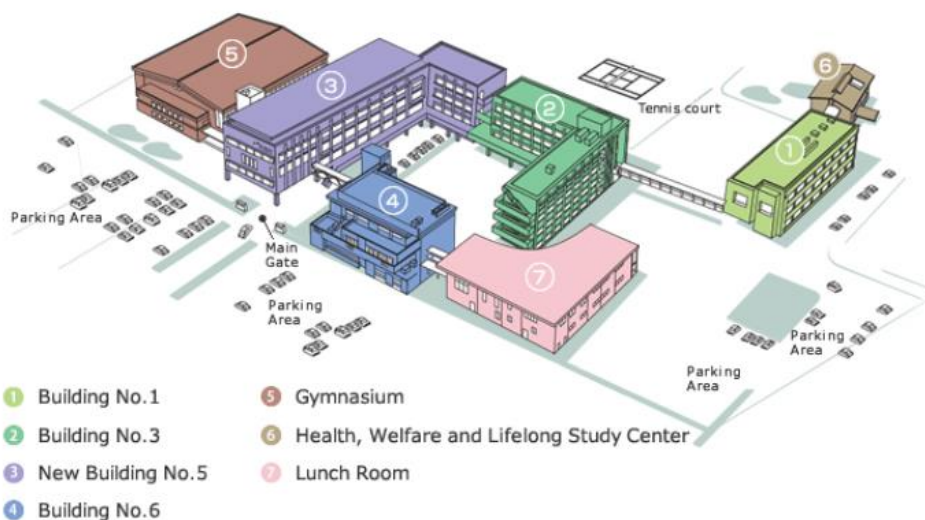
Campus with outstanding facilities nestled in a rich natural environment

- ① Building No.1
- ② Building No.3
- ③ Building No.4
- ④ Building No.5
- ⑤ Building No.6
- ⑥ Building No.7 (Rehabilitation Building)
- ⑦ Caregiving Education Building



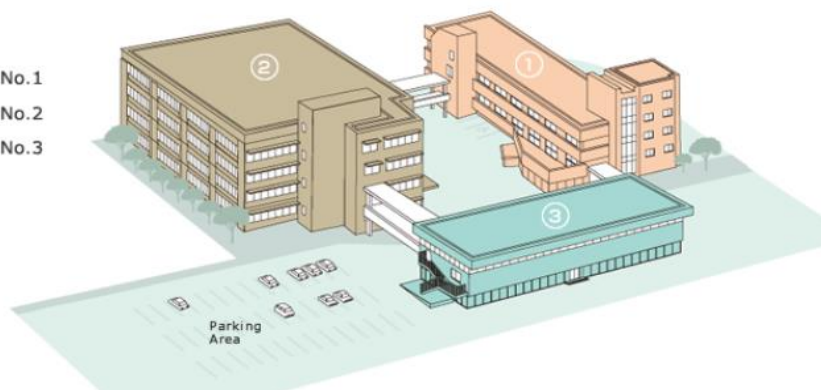
Saga Campus

Ample facilities and space for relaxation
Great environment for learning



Ogi Campus

- ① Building No.1
- ② Building No.2
- ③ Building No.3





めいしやう 名称	ひづけ 日付	びこう 備考
しやうわ ひ 昭和の日	4/29	
けんぽうきねん ひ 憲法記念日	5/3	
みどりの ひ みどりの日	5/4	
こどもの ひ こどもの日	5/5	
うみ ひ 海の日	7/18	
やま ひ 山の日	8/11	
けいろう ひ 敬老の日	9/19	
しゅうぶん ひ 秋分の日	9/23	
スポーツの日	10/10	
ぶんか ひ 文化の日	11/3	
きんろうかんしや ひ 勤労感謝の日	11/23	
がんだん 元日	1/1	
せいじん ひ 成人の日	1/9	
けんこくきねん ひ 建国記念の日	2/11	
てんのうたんじやう ひ 天皇誕生日	2/23	
しゅんぶん ひ 春分の日	3/21	

学 長	副学長	副学長	事務 局長	総 務 課		学生支援課			指導 教員
				課長	担当	部長	課長	受付	

西 九 州 大 学 学 長 殿

令和_____年_____月_____日

_____学科_____年次 学籍番号

--	--	--	--	--	--

学 生 氏 名 : _____(印)

携帯Tel (_____) — _____

保証人氏名 _____(印) (続柄_____)

保証人住所 〒_____ — _____

_____Tel (_____) — _____

学 費 納 入 延 期 ・ 分 納 願

下記の事由により、学費納入について(☐延期 ☐分納)をしたいので許可をお願いします。

記

1. 事由 (具体的に)

2. 納入すべき金額 _____円 (☐前期分 ☐後期分)

3. 既 納 入 金 額 _____円 既納入日 _____月_____日

※ 4. 差引き納入金額 _____円
(2-3)

総務課確認印

5. 差引き納入金額、納入期日

回数	納入金額	納 入 日 (平日)	回数	納入金額	納 入 日 (平日)
①	円	月 日 ()	③	円	月 日 ()
②	円	月 日 ()	①②③ 合計	円	← ※ 4 一部入金後、 差引き納入金額

【注意事項】

- この願い出は、前期及び後期の納入期間内(願出期間と同じ)に当該学期の学費の一部が納入されている場合に限る。
- 保証人は、保護者もしくは主たる学費負担者とする。
- 願 出 期 間：前期分 4月10日 ～ 5月10日まで
後期分 10月 1日 ～ 10月31日まで
- 延期・分納期間：前期分 4月10日 ～ 8月31日まで
後期分 10月 1日 ～翌年1月31日まで
(但し、上記5の納入日については、土・日・祝祭日、8月13日～15日、
及び12月28日～翌年1月4日は除く)

学 長	副学長	事務局 次長	総 務 課		学生支援課			指導 教員
			課長補佐	担当	副部長	課長補佐	受付	

令和 年 月 日

- ☐ 西 九 州 大 学 学 長 殿
☐ 西九州大学短期大学部 学長 殿

学科 年次 学籍番号

--	--	--	--	--	--

学 生 氏 名 : _____ (印)

携帯Tel () - -

保証人氏名 _____ (印) (続柄)

保証人住所 〒 -

Tel () - -

学 費 納 入 延 期 ・ 分 納 願

下記の事由により、学費納入について (☐ 延期 ・ ☐ 分納) をしたいので許可をお願いします。

記

1. 事由 (具体的に)

2. 納入すべき金額 _____ 円 (☐ 前期分 ・ ☐ 後期分)

3. 既 納 入 金 額 _____ 円 既納入日 _____ 月 _____ 日

※ 4. 差引き納入金額 _____ 円
(2-3)

総務課確認印

5. 差引き納入金額、納入期日

回数	納入金額	納 入 日 (平日)	回数	納入金額	納 入 日 (平日)
①	円	月 日 ()	③	円	月 日 ()
②	円	月 日 ()	①②③ 合計	円	← ※ 4 一部入金後、 差引き納入金額

【注意事項】

- この願い出は、前期及び後期の納入期間内(願出期間と同じ)に当該学期の学費の一部が納入されている場合に限る。
- 保証人は、保護者もしくは主たる学費負担者とする。
- 願 出 期 間 : 前期分 4月10日 ~ 5月10日まで
後期分 10月 1日 ~ 10月31日まで
- 延期・分納期間 : 前期分 4月10日 ~ 8月31日まで
後期分 10月 1日 ~ 翌年1月31日まで
(但し、上記5の納入日については、土・日・祝祭日、8月13日~15日、及び12月28日~翌年1月4日は除く)

(大学様式)

ねん 年 がつ 月 にち 日

アルバイト誓約書

にしきゅうしゅうだいがく にしきゅうしゅうだいがくたんきだいがくぶ
西九州大学・西九州大学短期大学部

こくさいこうりゅう ちよう きま
国際交流センター長 様

がっか せんこう
学科/専攻 _____

がくせきばんごう
学籍番号 _____

し めい
氏 名 _____ (印)

しどうきょういん
指導教員 _____ (印)

か き じゅうじ お も きょか じゅうじ
下記のとおりアルバイトに従事したいと思しますので、許可くださいますようお願いいたします。なお、従事するにあたっては、がっこうがわ さだ ちゅういじこう げんしゅ せいやく
学校側で定めた注意事項を厳守することを誓約します。

もしこれに反する行為に及んだ場合には、いかなる処分にも課せられても異存ありません。

1 アルバイト従事(理由)

2 事業所について (事業所記入)

じぎょうしょめい 事業所名	
じゅう しょ 住 所	
でんわばんごう 電話番号	
だいひょうしゃめい 代表者名	
こようきかん 雇用期間	
ろうどうじかん よてい 労働時間 (予定)	じかん しゅう 時間/ 週
しごとないよう 仕事内容	

ちゅう 注) アルバイト先の雇用契約書を添付すること。

ちゅうい じゅんしゅ じこう
【注意 (遵守) 事項】

- にゅうかんほう さだ しかくがいきょか う
① 入管法に定められた資格外許可を受けること。
- にゅうかんほう さだ しゅう じかん い ない ちようききゅうかちゅう しゅう じかん はん い ない にち
② 入管法に定められた週 28 時間以内(長期休暇中は週 40 時間の範囲内であれば1 日 8 時間以内) で活動すること。
- にゅうかんほう さだ はん い ない かつどう
③ 入管法に定められた範囲内で活動すること。
- にほん さいだい もくてき べんがく だいがく せい か ゆうせん
④ 日本にいることの最大の目的は勉学であり、大学での正課を優先させること。
- そうちょう しんやたい さ しゅうがく にちじょうせいかつ ししょう はん い おこな
⑤ 早朝や深夜帯でのアルバイトは避け、修学や日常生活に支障のない範囲でアルバイトを行うこと。
- しよてい ほうほう まいつきがくせいしえんか じょうきょう ほうこく
⑥ 所定の方法により、毎月学生支援課にアルバイトの状況を報告すること。

(短大様式)

ねん 年 がつ 月 にち 日

アルバイト誓約書

にしきゅうしゅうだいがく にしきゅうしゅうだいがくたんきだいがくぶ
西九州大学・西九州大学短期大学部

こくさいこうりゅう ちょう さま
国際交流センター長 様

がっ か
学 科
がくせきばんごう
学籍番号
し めい
氏 名
しどうきょういん
指導教員

か き しゅうじ お も きょか しゅうじ
下記のとおりにアルバイトに従事したいと思しますので、許可くださいますようお願いいたします。なお、従事
するにあたっては、がっこうがわ さ だ ちゅういじこう げんしゅ せいやく
学校側で定めた注意事項を厳守することを誓約します。

もしこれに反する行為に及んだ場合には、いかなる処分に課せられても異存ありません。

1 アルバイト従事の理由

2 事業所について (事業所記入)

じぎょうしょめい 事業所名	
じゅう しょ 住 所	
でんわばんごう 電話番号	
だいひょうしゃめい 代表者名	
こようきかん 雇用期間	
ろうどうじかん よてい 労働時間 (予定)	じかん しゅう 時間/ 週
しごとないよう 仕事内容	

注) アルバイト先の雇用契約書を添付すること。

【注意 (遵守) 事項】

- ① にゅうかんほう さ だ しかくがいきょか う
入管法に定められた資格外許可を受けること。
- ② にゅうかんほう さ だ しゅう じかんい ない ちょうききゅうかちゅう しゅう じかん はんい ない にち
入管法に定められた週 28 時間以内(長期休暇中は週 40時間の範囲内であれば1 日
8 時間以内) で活動すること。
- ③ にゅうかんほう さ だ はんい ない かつどう
入管法に定められた範囲内で活動すること。
- ④ に ほん さいだい もくてき べんがく だいがく せい かい ゆうせん
日本にいることの最大の目的は勉学であり、大学での正課を優先させること。
- ⑤ そうちよう しんやたい さ しゅうがく にちじょうせい かつ ししょう はんい おこな
早 朝や深夜帯でのアルバイトは避け、修 学や日 常生活に支障のない範囲でアルバイトを行うこと。
- ⑥ しょう ほう まいつきがく せい えん かい じょうきよう ほうこく さい ちんぎん だい
所定の方法により、毎月学生支援課にアルバイトの状 況 を報告すること。その際、賃金台
帳を併せて提出すること。

(短大様式)

事務連絡
令和2年3月25日

各事業者様

西九州大学・西九州大学短期大学部
国際交流センター長

本学留学生の賃金台帳の提出について

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて入管法に基づき、入国管理局より賃金台帳の提出を頂くよう指導がありました。下の画像は賃金台帳の例です。お手数お掛けしますが毎月賃金台帳の提出をお願いいたします。ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。また、入管法に定められた週28時間以内（長期休暇中は週40時間の範囲内であれば1日8時間以内）でアルバイトに従事させますよう遵守をお願いいたします。

記

年 賃 金 台 帳

[illegible]

- ①入管法に定められた週 28 時間以内(長期休暇中は 週 40時間の範囲内であれば1 日8時間以内)で活動すること
- ②いずれの日を起点としても、前後7日間における活動時間が①を遵守していなければならない。
- ③留学生記入欄以外は事業者側が記入すること



とう かん と あわ さき
【当ハンドブックに関するお問い合わせ先】

にしきゅうしゅうだいがく にしきゅうしゅうだいがく たん きだいがく ぶこくさいこうりゅう
西九州大学・西九州大学短期大学部国際交流センター

国際交流センター

まどぐち がくせいしえんか
(窓口：学生支援課)

TEL: 0952-37-6722 (かんざき おぎ
神埼・小城)

0952-37-0369 (さが たんだい
佐賀・短大)



LET'S
FEEL THE
WORLD
SAGA = WORLD



ほんがく かいがい き きかんり にほん
本学は海外危機管理プロフェッショナルの日本エマージェンシーアシスタンス

(EAJ) と提携して、24時間365日のサポートを実施し、**安心・安全**の

かいがいりゅうがく ていきょう
海外留学を提供しています。

